

2015年3月16日

大阪府環境農林水産部部長

石川 晴久 様

大阪府職員労働組合総務農林支部

支部長 嶋野 延男

2015年度 総務農林支部要求書

支部組合員及び職員の労働条件の改善と切実な要求実現のため、下記の事項を実現するよう要求する。誠意を持って検討し速やかに回答されたい。

記

1. 従来からの労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては一方的に実施しないこと。
また、脱退勧誘など組合に干渉する行為は絶対に行わないこと。
2. 府民本位の府政実現と働きやすい職場の確立のため、次の事項の実現を図ること。
 - (1) 組織・機構改革に伴う勤務・労働条件について
 - ① 組織・機構改革に伴う勤務・労働条件については、従来からの労使慣行を尊重し、一方的実施は行わないこと。
 - ② 花の文化園や府民の森、中央市場など「公の施設」は、直営でこそ利用者である府民・業者の安心・安全・利便性が確保できると考える。これら施設に働く職員の雇用を確保し、労働条件の切り下げを行わないこと。
 - ③ 土砂の埋め立てを規制する条例に伴う組織・人員については、職員の勤務・労働条件を確保すること。
 - ④ 環境行政部門については、これまでの組織改編により、業務量増など多くの問題が生じていると考える。業務に見合った人員体制により、長時間・過密労働を解消すること。
 - (2) 労働者の権利について
 - ① 健康破壊となる長時間過密労働・恒常的な残業の解消と、年休取得、休日イベントの参加に伴う代休等の権利行使が可能となるよう、職場環境を整えること。
 - ② 年度途中で欠員を生じさせないこと。欠員が生じた場合は、ただちに補充するなど、長時間・過密労働が発生しないようにすること。

- ③ 生理休暇、妊婦の時差出勤・業務軽減、育児時間等母性を守る権利が完全に行使できるよう指導を強めること。
- ④ 産休、育児休業、介護休暇、休職等に対する代替措置は、正規職員を配置するなど、長時間・過密労働が発生しないようにすること。

3. 労働条件について

- ① 不払い残業、「サービス残業」（早朝・休日出勤を含む）をなくす実効ある対策をとるなど、賃金の未払いを発生させないこと。
- ② 業務量、人員配置の適正化を行うなど、恒常的残業・過密労働が発生しないようにすること。個々の職員への強制的な超勤縮減は行わないこと。
- ③ ノー残業デー、ゆとりの日の100%実施に向け、当局責任で完全に履行できるよう所属への指導を徹底すること。
- ④ 人事異動については、住所・保育・健康・母性保護等の要件を考慮すべきものとする。人事異動による通勤時間は1時間以内とすることや、昇任を理由にした遠距離通勤を強制しないなど労働条件の整備を図ること。
- ⑤ 通院、健康不安、家族介護等については、出退勤時間について特別の配慮を行うなど職場環境を整えること。
- ⑥ 業務上のミスを上司などが執拗に度の過ぎた追及を行うことは、パワーハラスメントに当たるので、行わないこと。
- ⑦ 出張時に職場等と連絡が必要な場合は、個人の携帯電話の使用や、その電話番号・メールアドレスを業務連絡用として登録することを強制しないようにすべきである。
連絡の際、職員個人の金銭負担とならないよう、業務用の携帯電話を貸与するなど労働条件を確保すること。

4. 労働安全衛生について

- ① 職場スペースの確保、配置、照明等環境整備を図るとともに、机・イス等をパソコン対応にすること。さらに「VDT作業にかかる労働安全衛生管理基準」に基づき職場環境を整えること。
- ② メンタルヘルス対策の充実を図り、「職場復帰支援プログラム」に基づき、本人の状態などを十分考慮して対応すること。
- ③ 震災等の現地支援で長期に派遣する職員の健康管理を十全に行うこと。
- ④ 職務に必要な安全靴、防寒服等について、労働安全衛生の観点からも、業務の必要性に応じて貸与すること。
- ⑤ ダイオキシン等の汚染物質の調査・検査作業には、十分な安全教育を行うとともに、被曝検査と健康対策を講じること。汚染を除去するための洗身施設を庁舎に設けること。
- ⑥ アスベストによる健康被害の予防に関して、従事する職員及び関係者に対し、労働安全衛生法、石綿障害予防規則などに基づく措置を徹底させること。退職者も含む健康相談体制の整備、健康診断を実施すること。アスベストを含有する事業所への立入り等の従事記録の整備を引き続き行い、公務災害の適用は退職者も含めた緩和措置を図ること。

5. 公用車の運転等について

- ① 職員の公用車運転にあたっては、運転免許所持を理由に登録・運転を強要しないこと。
- ② 本庁業務については、公用車の運転を前提にしないこと。庁舎管理課の共用自動車やタクシーチケットを基本にすべきこと。
- ③ 職員の運転者登録にあたっては、年度当初に、事故等の万一の事態が発生した場合の対処など、きっちり説明すること。特に自動失職の点について職員に説明すること。
- ④ 公用車運転中の事故とその処理については、当事者に負担や不利益を負わさないこと。

また、以下のとおり要望します。誠意をもって対応されるよう、強く求めるものです。

1. 部の施策及び予算に関すること

- ① 大阪府環境農林水産行政にかかる各種計画、施策の実施にあたっては、府民・事業者・民間団体と十分な意見交換をすること。
- ② 「新農林水産業振興ビジョン」及び「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を「業の振興」に実効あるものとするため、具体的施策が実施できる人的・予算的措置を講ずること。
- ③ ダイオキシン類、アスベスト、PM2.5などの汚染については、汚染が予想される地域の徹底調査、環境モニタリング体制の確立、発生源規制の強化にとりくむこと。
- ④ 農の普及課については、地域農業の振興を図るための第一線機関としての役割を拡充・強化すること。また、大阪府の普及事業に係る予算は、府において確実に確保すること。
- ⑤ 花の文化園や府民の森等の「公の施設」について、指定管理者の指定を廃止し、直営に戻すこと。また、その施設に働く職員の労働条件の切り下げを行わず、雇用の確保を図ること。
- ⑥ 中央市場については、食の安全・安心、業者の利便性の確保のため、指定管理者制度をやめ、直営に戻すこと。また、地方市場化は行なわないこと。
- ⑦ 独立行政法人環境農林水産総合研究所を府直営に戻すこと。今日の複雑な環境、農林、水産問題に対応できるよう、調査研究機能の充実や、分析機能等の充実を図ること。

2 組織・人員体制に関すること

- ① 度重なる環境関連の組織の改編、人員削減により、職員の負担増や業務量増が生じている。今日の環境問題に対応できるよう、専門的技術力の確保、過重労働の解消、労働条件の維持改善のため、必要な人員を確保すること。
- ② 民間委託されている環境行政の権限行使に係る検査・分析の結果が、府環境行政の基盤をなすにふさわしい社会的、技術的検証に耐え、信頼性の高いものとするため、精度管理の人的、技術的体制には万全を期し、充実した継続性のあるものとする。
- ③ 普及指導員の人員を、2009年度の水準に回復すること。また、校庭芝生化関連の業務量に見合った人員を各総合事務所に配置すること。
- ④ 通常業務はもとより、緊急時に柔軟に対応するためにも、自動車運転業務は本来、府直営かつ自動車運転手の配置が必要と考える。削減された自動車運転手を復元すること。

- ⑤ 年度末退職については、4月1日に正職員で補充すること。再任用職員の配置については、本人希望や技術職の専門性を尊重するとともに、定数外として配置すること。週4日勤務の再任用の導入については、その必要性が明確なものに限定し、本人の意向を尊重すること。
- ⑥ 部内の技術系職員（農学・農業工学・林学・獣医師・水産・環境等）の確保の立場から人事異動（特に出向）による各室課・グループの技術系職員の減を生じさせないこと、及び、採用を定期的に行うこと。
- ⑦ 漁業取締事務所について、船舶職員法及び同法施行令に定める「船舶職員の乗り組みに関する基準」に合致する人員を確保すること。

3. 労働条件・職場環境など労働者の権利に関することについて

- ① 超過勤務実態を把握し、超過勤務実働分を全額支給すること。
- ② 昇任・昇格の枠を大幅に拡大するとともに、誰でも納得できる公正・公平・平等な昇任・昇格を行うこと。また、「誰でも遅くとも41歳で主査」に昇任・昇格できるようにすること。さらに性別、思想、所属組合による差別等は行わないこと。
- ③ 技術系職員の昇任・昇格の選考基準を明らかにするとともに、希望者に対する本人開示を行うこと。
- ④ 通勤時間は、1時間以内とすること。また通勤時間の実態を正確に把握し改善すること。
- ⑤ 人事異動の内示は、1週間前には行うこと。
- ⑥ 公用車の任意保険加入については、搭乗者も保険対象とすること。また、公用車更新の入札は、部として一括で行うこと。公用車の更新を計画的に行うとともに、更新に当たっては、職場の意見をよく聞き、現場に合った車種とすること。

4. 賃金関係について、以下の点について上申すること。

- ① 月例給のカット、退職金の削減を即刻廃止し、これまでの給与抑制措置の早期回復の措置を講じること及び勤務評定・成績主義賃金を廃止すること。相対評価については直ちにやめること。
- ② 保育特別休暇を復活させること。
- ③ 作業の遂行に危険性、困難性をともなうものにあつては、特殊勤務手当を支給すること。鳥インフルエンザ、口蹄疫を防疫等作業手当の対象とすること。2010年4月に強行した特殊勤務手当廃止は撤回し、作業実態を踏まえた復活を行うこと。また、旅費雑費を復活させること。
- ④ 農林漁業改良普及手当について、「普及指導員」受験資格を有するまでの者が普及事業に従事する場合、その支給対象とすること。